

(別添 3)

長野県企業局四徳及び小渋第 1 発電所電力受給契約書 (案)

長野県公営企業管理者 吉沢 正 (以下「売渡人」という。) と〇〇 (以下「買受人」という。) とは、令和 9 年 (2027 年) 4 月 1 日から令和 11 年 (2029 年) 3 月 31 日までの間における、売渡人の四徳発電所及び小渋第 1 発電所 (以下「発電所」という。) の発生電力の受給について、次のとおり契約 (以下「本契約」という。) を締結する。

(電力の受給)

第 1 条 売渡人は、発電所の発生電力から運転中に発電所内で使用する電力を除いた電力全てを買受人に供給し、買受人はこれを受電する。

2 前項について、詳細は別紙「長野県企業局四徳及び小渋第 1 発電所電力受給業務仕様書」によるものとする。

(電力受給に関する協力)

第 2 条 売渡人及び買受人は、本契約の規定に基づき電力の供給又は受給を行うに当たり、法令、電力広域的運営推進機関の定める送配電等業務指針、中部電力パワーグリッド株式会社 (以下「中電 P G」という。) の定める託送供給等約款及び関連する諸規定を遵守し、信義誠実の原則に従い本契約を履行するものとする。

2 売渡人は、本契約の履行に当たり、託送供給等約款における発電者に関する規定を遵守する。

3 買受人は、本契約の履行に当たり、託送供給等約款における発電契約者に関する規定を遵守する。

4 売渡人及び買受人は、本契約に定める自らの義務履行のために必要な情報の提供を相手方に求めることができるものとし、相手方は、正当な理由がない限り、これに応ずるものとする。

(契約最大電力及び契約受給電力量)

第 3 条 売渡人が買受人に供給する電力の契約最大電力及び契約受給電力量は、次のとおりとし、発電所の令和 9 年度～10 年度の月別予定売電電力量は、仕様書別表に記載のとおりとする。

項 目	四徳発電所	小渋第 1 発電所	合計
契約最大電力 (k W)	1, 800	3, 000	—
契約受給電力量 (千 k W h)	4, 748	16, 591	21, 339

(受給地点)

第4条 電力の受給は、発電所においてこれを行う。

(供給電力に係る計画の通知)

第5条 売渡人は、電力の供給に先だち、買受人が希望する年間、月間、週間及び翌日の供給電力に係る各種計画を買受人が指定する方法により買受人に通知する。なお、本契約において、翌日供給計画で売渡人から買受人に通知される30分ごとの供給電力量を通告電力量という。

2 売渡人は、翌日の供給電力に係る計画の通知以降において、次の事由等により発電を停止又は制限し、また、発電パターンを変更できるものとする。なお、売渡人は、可能な範囲において、発電停止時間の縮小や事前の通知に努めるとともに、発電停止及び制限が1週間以上に渡ると見込まれるときは、速やかに買受人へ通知するものとする。

- (1) 当該発電所の施設、設備の故障
- (2) 災害等が発生又は発生するおそれがある場合
- (3) 取水する河川の流量変動
- (4) 発電所又は取水口下流河川の公衆保安確保に関する要請
- (5) 送配電事業者からの要請
- (6) 送配電事業者が管理する送電線又は配電線の故障

3 通知の内容、通知の期限及び計画変更時の対応については、別途売渡人と買受人で締結する「長野県企業局四徳及び小渋第1発電所電力受給契約に関する運用申合書」の規定に基づき対応するものとする。

(供給時間)

第6条 売渡人は、毎日24時間電力供給を行うものとする。ただし、電気工作物の点検及び手入れを必要とする場合は、あらかじめ売渡人及び買受人が協議のうえ、電力の全部又は一部の供給を停止することができる。

(受給電力の計量及び算定)

第7条 毎月の受給電力量は、中電P Gが発電所に施設した売渡人から買受人への取引用電力量計（以下「計量器」という。）により計量するものとする。

- 2 計量器の検針時点は毎月末日の24時とし、買受人は中電P Gから受領した検針結果を売渡人へ通知するものとする。
- 3 売渡人は、計量装置に故障が生じたときは直ちに買受人にこれを通知するものとし、計量器の故障、取替えまたは試験等によって計量できない場合は、売渡人及び買受人が妥当と認める方法により、受給電力量の協定を行うものとする。

(計量器)

第8条 計量器の取替えは、中電P Gが託送供給等約款に基づき順次進めることとし、取替え後の計量器の所有者は中電P Gとする。

2 計量器の設置及び利用並びに保守管理等に要する費用（以下「計量器関連費用」という。）について、託送供給等約款の規定に基づき中電P Gから買受人が請求を受けた場合は、買受人は中電P Gより請求を受けた金額に相当する金額を、工事を伴うものについては工事着手前までに、工事を伴わないものについては買受人が別に定める支払期限までに、売渡人は買受人に支払うものとする。

3 計量器と、買受人から売渡人へ供給する電力の計量に必要な装置を共用する場合で、当該設備の共用部分に関し計量器関連費用が発生するときは、前項の定めにかかわらず、その費用の全額を売渡人と中電P Gの双方が折半して負担するものとする。ただし、売渡人の希望による当該共用設備の取付位置変更又は発電設備の増減設等の事情によりその費用が発生する場合の負担方法は、前項に準じて取り扱うものとする。

(記録の通報及び保持)

第9条 売渡人及び買受人は、電力受給上必要な時間毎の記録を相手方に通知するとともに、所定の様式の電力受給日誌を備えて電力受給に関する事項を明確に記録する。

(非化石証書)

第10条 発電所から発生した電力の非化石価値（以下「非化石価値」という。）は、全量、買受人又は買受人が指定する小売電気事業者に帰属するものとする。

2 売渡人は、毎月の発生電力量に対して、国が業務委託する認証機関から別途指定された日までに非F I T非化石電力量認定申請を実施し、認証機関から非化石認定を受けるものとする。

3 買受人は、前項に定める非化石認定を確認した後、電力量を証明する通知書（任意様式）を売渡人へ通知するものとし、売渡人は一般社団法人日本卸電力取引所の指定する方法により、買受人又は買受人が指定する小売電気事業者に非化石価値を移転させるものとする。

4 前各項の規定にかかわらず、買受人又は買受人が指定する小売電気事業者が電力を県内需要家に供給しないときは、当該電力に係る非化石価値は、売渡人に帰属するものとする。この場合、次条により売渡人に既に支払われた金員は売渡人に帰属するものとする。

【第10条別途協議】

(料金及びその支払)

第11条 買受人は、本契約による料金を売渡人に支払うものとする。また、買受人が売

渡人に支払う各月の料金は、第7条の規定により算定された月間の受給電力量に1キロワット時につき〇円〇銭（非化石価値相当額〇円〇銭を含む。）を乗じて得た金額に、第15条の規定で定める消費税等相当額を加算したものとする。

- 2 売渡人は、前項により算定した各月の料金を翌月の15日（以下「通知期日」という。）までに買受人に書面をもって通知し、買受人は、通知のあった月の末日（金融機関休業日の場合はその翌営業日。以下同じ。以下「支払期日」という。）までにこれを売渡人に支払う。ただし、買受人が通知期日を過ぎて通知書を受領した場合は、買受人は、通知書受領日の翌日から起算して15日を経過する日までにこれを売渡人に支払う。

【通知期日及び支払期日については別途協議】

- 3 買受人は、買受人が第1項に定める料金を前項に定める支払期日までに支払わない場合は、支払期日の翌日から起算して支払の行われた日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年12月大蔵省告示第991号）で告示された率を乗じて得た額の延滞金を売渡人に支払う。
- 4 第7条の規定により算定された月間の受給電力量が前月及び前々月と比べて大幅に少ない等、売渡人に疑義等が発生した場合、売渡人は自らの費用と責任で中電P Gにデータの欠落等の有無について確認するものとし、買受人はデータの正確性について確認義務を負わない。
- 5 買受人は、買受人の過失なく、売渡人が中電P Gに対する電力の供給をできない場合（出力抑制や送電網の容量超過による送電不能事態を含む）、料金等の支払義務を負わないものとする。

（系統連系受電契約の締結等）

第12条 買受人は、必要に応じ、中電P Gを代理して、売渡人との間で、系統連系受電契約を締結、変更及び解除する。

- 2 売渡人が新たに系統連系受電契約を希望する場合又は当該契約の内容に変更が生じる場合、売渡人は契約の締結または変更について、買受人に申し出るものとする。
- 3 買受人は、売渡人から系統連系受電契約を変更する旨の申入れを受けた場合、発電量調整供給契約の変更として中電P Gに申出を行う。
- 4 託送供給等約款に基づき中電P Gが売渡人との系統連系受電契約を解約する場合、売渡人の当該発電場所に係る発電量調整供給契約は変更されるものとする。
- 5 売渡人は、系統連系受電契約の消滅後に接続された電力を中電P Gが無償で受電することを承諾するものとする。

（系統連系受電サービス料金の支払等）

第 13 条 買受人が受電する電力の対価は、第 11 条に基づき算定される料金に、系統連系受電サービス料金（以下「発電側課金」という。）相当額を加算した金額とする。ただし、発電側課金対象期間における受給電力量が 0 キロワット時であった場合は、加算しないものとする。

2 売渡人は、中電 P G が必要と認めた場合を除き、発電側課金、契約超過金及び延滞利息（以下「発電側課金等」という。）を中電 P G へ支払う業務を買受人に委託する。

3 買受人は、発電側課金等を売渡人から受領し、中電 P G があらかじめ定める期日までに売渡人に代わり、中電 P G に支払う業務を売渡人から無償で受託する。ただし、中電 P G が必要と認めた場合で売渡人が自ら中電 P G に支払うときを除く。

4 買受人は、毎月、中電 P G から通知があった都度、発電側課金等を売渡人に通知するものとし、当該通知日に、発電側課金等相当額については当該料金と対当額で相殺することによって売渡人から買受人への支払が行われたものとみなす。

5 前項の場合において、当該料金が発電側課金等を下回るとき、又は中電 P G が必要と認めたときなど、相殺することができないときは、売渡人は、発電側課金等の全額を買受人の請求に基づき、買受人に支払うものとする。

（単位及び端数処理）

第 14 条 第 11 条の規定で定める 1 キロワット時あたりの単価の単位は 1 銭とする。

2 第 11 条の規定で定める料金は、10 銭位を四捨五入し円単位とする。

3 電力量の単位は、1 キロワット時とし小数第 1 位を四捨五入する。

4 次条の規定で定める消費税等相当額は、円未満切捨てとする。

（消費税等相当額）

第 15 条 本契約における消費税等相当額とは、消費税法の規定に基づき課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいう。

（契約の有効期間）

第 16 条 本契約の有効期間は、令和 9 年（2027 年）4 月 1 日から令和 11 年（2029 年）3 月 31 日までとする。

（債権債務）

第 17 条 本契約期間中の料金その他の債権債務は、本契約の終了によって消滅しないものとする。

（反社会的勢力の排除）

第 18 条 売渡人及び買受人は、相手方が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員で

なくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。)に該当し、または反社会的勢力と次の各号のいずれかに定める関係を有することが判明した場合には、ただちにこの契約を解除することができる。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - (3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を加える等、反社会的勢力を利用していると認められるとき
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められるとき
 - (5) その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 2 売渡人及び買受人は、相手方が自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに定める行為をした場合には、ただちにこの契約を解除することができる。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 売渡人及び買受人は、自己が将来にわたり前二項の規定に該当しないことを表明・確約する。
- 4 売渡人及び買受人は、相手方が第1項または第2項の規定に該当すると疑われる合理的な事情がある場合には、その該当の有無につき、相手方に対して調査を行うことができ、相手方はこれに協力し、調査に必要な資料を提供しなければならない。また、売渡人及び買受人は、自らが第1項又は第2項の規定に該当し又はそのおそれがあることが判明した場合には、相手方に対し、ただちにその旨を通知するものとする
- 5 売渡人及び買受人は、相手方が前項の規定に違反した場合は、ただちにこの契約を解除することができる。
- 6 売渡人及び買受人は、自己が反社会的勢力から不当要求または業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、不当介入があった時点で、すみやかに不当介入の事実を相手方に報告し、相手方の捜査機関への通報に必要な協力を行うものとする。
- 7 売渡人及び買受人が前項の規定に違反した場合には、相手方は、ただちにこの契約を解除することができる。
- 8 売渡人及び買受人が前各項の規定によりこの契約を解除した場合、解除された当事者は、解除した当事者に対して損害賠償を請求することができず、また解除により解除し

た当事者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(守秘義務)

第 19 条 売渡人及び買受人は、本契約の内容その他本契約に関する一切の事項及び本契約に関連して知り得た相手方に関する情報について、相手方の事前の書面による同意なくして、第三者に開示してはならない。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りではない。

- (1) 適用法令に基づく開示要求に従ってこれを開示する場合
- (2) 売渡人が、買受人の弁護士、公認会計士、税理士、アドバイザー、取引先金融機関等、及びその役員、従業員等に対して開示をする場合（開示先が適用法令に基づき守秘義務を負う者である場合を除き、開示先に対し本条と同様の守秘義務を課す場合に限る。第 3 号において同じ。）
- (3) 売渡人及び買受人が、売渡人及び買受人の弁護士、公認会計士、税理士等、売渡人及び買受人から委託を受けて本契約に係る業務を実施する者（委託先の役員及び従業員並びに再委託先等を含む。）に対して開示する場合
- (4) 接続請求電気事業者に対して開示する場合

2 前項本文の規定は、次の各号に該当する情報には適用しない。

- (1) 相手方から開示を受けた際、すでに自ら有していた情報又はすでに公知となっていた情報
- (2) 相手方から開示を受けた後に、自らの責めによらず公知になった情報
- (3) 秘密保持の義務を負わない第三者から秘密保持の義務を負わずして入手した情報

3 本条に基づく売渡人及び買受人の義務は、本契約の終了後も相手方の書面による事前の承諾がない限り、存続するものとする。

(守秘義務からの除外情報)

第 20 条 前条の規定にかかわらず、売渡人は、買受人が、本取引において売渡人を選定し紐づけられた需要家に対し、売渡人の発電所の名前、エネルギー源、発電場所、発電容量、設備の稼働開始時期及び発電期間、当該発電所からの供給電力量及び供給時間（以下「除外情報」という。）を開示することを承諾する。

2 売渡人は、紐づけられた需要家が、前項に基づき開示を受けた除外情報を、かかる需要家の広告・宣伝のために、第三者に開示することを承諾する。

(準拠法、裁判管轄)

第 21 条 本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈される。

2 売渡人及び買受人は、本契約に関する一切の紛争について、長野地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(その他)

第 22 条 本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に関し当事者間に疑義が発生した場合には、売渡人及び買受人は誠実に協議するものとする。

上記契約締結の証として本書 2 通を作成し、売渡人及び買受人それぞれ記名押印のうえ、各その 1 通を保有する。

年 月 日

売渡人

長野県長野市大字南長野字幅下 692 番地 2
長野県企業局
長野県公営企業管理者 吉 沢 正

買受人

〇〇〇〇

〇〇〇

〇〇〇〇

〇 〇 〇 〇